



TJ Prannarai
COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110

Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 11 (2011年11月17日発行)

皆様こんにちは。

今回のタイ国法律改定情報 Vol. 11 は 10 月 25 日に発布された

「関税局告示： 輸出製品の製造、混合または組立、もしくは輸出製品の梱包のために輸入された原材料の関税還付申請を行う製品の輸出期間延長について」

をお送りいたします。

関税局告示

第 72/2554 号

関税法第 19 条 2 項に基づき、輸出製品の製造、混合または組立、もしくは輸出製品の梱包のために輸入された原材料の関税還付申請を行う製品の輸出期間延長について

(เรื่อง การขยายเวลาการส่งออกของซึ่งขอคืนอากรวัตถุดิบที่นำมาเพื่อใช้ในการผลิต ผสม หรือประกอบเป็นของที่ส่งออกหรือใช้บรรจุของที่ส่งออก ตามมาตรา ๑๙ พวิ)

ルアン カーンカヤーイウェーラーカーンソンオークコーン スンコークーンアーコーンワット
ウディップティーナンマー プアチャイナイカーンパリッパソムルปราコーツペンコーンตี้
ซอนオーツ ルชัยบันจูคอนตี้ซอนオーツ タームมาร์ตรา 19 ตาไย)

タイ国内の広範囲において洪水による被害が発生し、事業者が不可抗力の影響を受け、法律の規定する期間内に製品を輸出できない事態が生じている。

したがって、1926 年関税法 (พระราชบัญญัติศุลกากร พรำรำรำชัยบันยัตตสนรำรำรำ) 第 3 条及び 2000 年関税法 (第 18 版) により追加修正された 1939 年関税法 (第 9 版) 第 19 条 2 項に基づき、以下のとおり告示する。

第1項 局長が公共の危険の抑制、軽減を実施している地域、もしくは状況に応じて県知事が「2003年緊急災害時の支援のための前払金に関する財務省令

(ระเบียบกระทรวงการคลังว่าด้วยเงินทดรองราชการเพื่อช่วยเหลือผู้ประสบภัยพิบัติกรณีฉุกเฉิน

ลาบียัพคลาสวังก์น克蘭 ワードウアイグントッローンラーチャカーン

ป้าชูไอลอัพป้าสอปป้าไพปป้าค้อ ร่อนนีชุกชูน)

に基づき被災地であると公示した地域に事業所を有する事業者を対象に、1939年関税法(第9版)第19条2項に基づき輸出製品の製造、混合または組立、もしくは輸出製品の梱包のために輸入された原材料の関税還付申請を行う製品の輸出期間を6ヶ月延長する。2010年9月1日から2010年12月31日の期間に原材料を輸入した製品を対象とする。

第2項 第1項に基づく期間以外に原材料を輸入した場合において、原材料輸入日より1年以内に製品を輸出できない場合、輸入者は輸入日より1年が経過する前に、

関税局税務恩典事務局(สำนักสิทธิประโยชน์ทางภาษีอากร กรมศุลกากร

ซัมนัชชิตีป้าโยッターนป้าシーアーค้อนโครムส่นร้าค้อน)に対し、

輸出期間延長申請書を理由または証拠とともに提出し、

不可抗力により輸出できない旨を説明すること。事務局は、案件ごとに検討し

関税局長に許可を仰ぐ。

関税局長

ソムチャーイ・プーンサワット

翻訳者：高野 香 (TJ Prannarai 翻訳事業部)

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd.

前田 千文 (E-mail: maeda@tjprannarai.co.th)

日系企業様から厚い信頼を集める翻訳・通訳サービス

通訳サービスは半日から対応が可能です。日本語能力検定1級の経験者が

対応いたします。さまざまなお要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

★タイ国法律改定情報は、毎月第3木曜日の発行です。次回は 12月15日(木) です